全学学類·専門学群·総合学域群代表者会議 学類等代表 各位

> 全学学類·専門学群·総合学域群代表者会議令和 4 年度議長 河野美羽

令和5年度議長団選挙に関して

令和5年度全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議(全代会)議長及び副議長の選挙を、学長決定「筑波大学の学生組織等について」及び副学長決定「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」に基づき、以下の手順で行う。

記

【議長選挙】

- 1. 立候補者を募る。
- 2. 候補者ごとに演説を行う。
- 3. 全員の演説後、質疑応答を行う。
- 4. 立候補者が1名の場合、信任投票を行う。
- 5. 立候補者が2名の場合、決選投票を行う。(1人一票)
- 6. 決戦投票において、過半数以上の得票者がいる場合には議長として選出する。
- 7. 決戦投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、 上位得票者2名により、演説・決選投票を行い、議長を選出する。

【副議長選挙】

- 3. ここまで同上。
- 4. 立候補者が1名または2名の場合、それぞれに対し、信任投票を行う。
- 5. 立候補者が3名以上の場合、決選投票を行う(1人一票)
- 6. 決選投票において、過半数以上の得票者がいる場合には副議長として選出し、8.へ。
- 7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により 演説・決選投票を行い、議長の1人目として選出し、8.へ。
- 8. 副議長の1人目を除いた残りの候補者による演説を行い、投票を行う(1人一票)
- 9. 8.の投票において、過半数以上の得票者がいる場合には2人目の副議長として選出する。
- 10.8.の投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により 演説・決選投票を行い、副議長の2人目として選出する。

【その他留意事項】

・信任投票について 学類等代表者は「信任/不信任/保留」のいずれかに投じることができる。信任が過半数の場合、議長あるいは副議長として選出される。

また、不信任が過半数の場合は、今年度の議長団選挙へは立候補できない。

・白票/無効票について

投票の際に生じた白票に関しては、記入ミスあるいは事故により生じた票として、出席者 には数えるが、効力を持たないものとする。

・信任投票及び決選投票において選出が完了しない場合には、次週も本会議を開催し、選 出が完了するまで議長団選挙を行う。

そのほか、選挙実施に関する事項については、司会進行役である令和 4 年度議長が適宜指示を行う。

以上